

建設工事等入札等参加資格審査申請案内

大阪府住宅供給公社が行う公社住宅、大阪府営住宅等の建設工事・保全工事等の競争入札及び随意契約での参加者について審査し登録するため、令和3・4・5年度の登録にかかる入札等参加資格審査申請の受付を実施します。

今回の申請受付は、現在、公社で入札等参加資格登録があり、更新を希望される方についても、申請が必要です。

令和3・4・5年度 建設工事等入札等参加資格審査申請

定期受付

登録有効期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日

(注) 今回より2年間から3年間に変更します。

【申請書販売期間 及び 申請受付期間】

令和2年 11月13日(金)～12月11日(金)

【申請方法】

申請書 購入

販売場所：大阪府住宅供給公社 B会議室（1階）

（販売価格：1,000円 消費税込）

[案内図 参照](#)



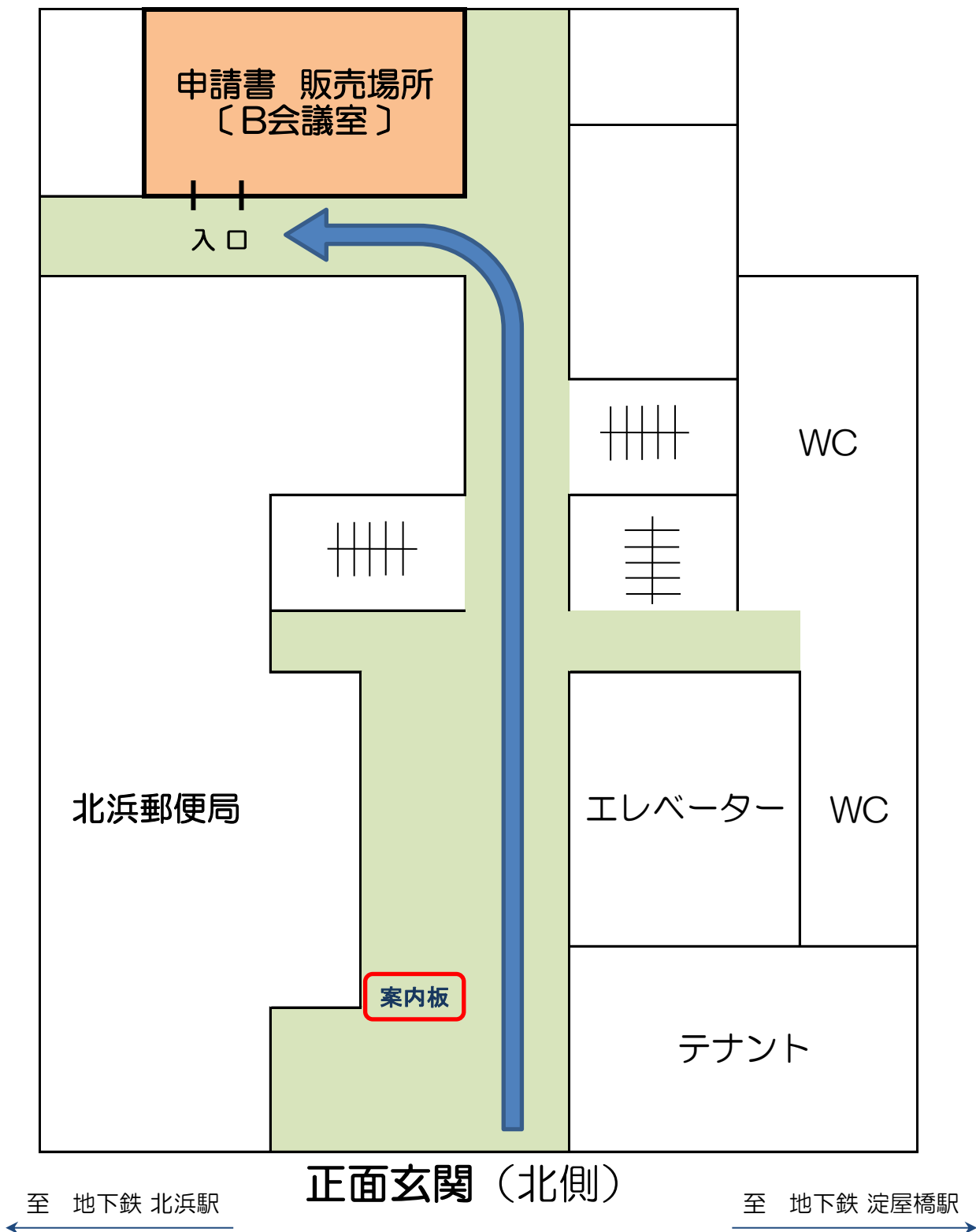
申請書 記入 及び 添付書類 入手



申請書等 郵送

大阪府住宅供給公社
建設工事等入札等参加資格審査申請書 販売場所

【 藤浪ビル1階 】



関係各位

大阪府住宅供給公社
 契約グループ
 TEL 06-6203-5407

**令和3・4・5年度
 建設工事等入札等参加資格審査 定期申請の受付について**

大阪府住宅供給公社(以下「公社」)では、公社が行う公社住宅、大阪府営住宅等の建設工事・保全工事等の競争入札及び随意契約に参加しようとする者を、あらかじめ審査・認定し登録しています。

このたび、令和3・4・5年度の登録に係る入札等参加資格審査申請(以下「申請」)の受付を、下記のとおり実施します。

今回の申請受付につきましては、現在、公社で入札等参加資格登録があり、更新を希望される方についても、申請が必要です。

記

1. 今回登録の有効期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

(注) 登録有効期間は、2年間から3年間に変更します。

2. 申請書の販売・提出

- | | |
|-------------|---|
| (1) 販売・提出期間 | 令和2年11月13日(金)～令和2年12月11日(金)
〔土・日曜日、祝日を除く〕 |
| (2) 販売時間 | 午前9時30分～12時 及び 午後1時～4時 |
| (3) 提出方法 | 受付は、 <u>郵送のみ</u> 〔提出期間最終日迄の消印有効〕(持参不可)
※ 郵送方法(普通郵便、書留、特定記録等)の指定はございません。 |
| (4) 申請書の代金 | <u>1セット 1,000円</u> (消費税を含む)
[内容] ①本案内書
②入札等参加資格審査申請書
③記入要領
④別表(申請書記入用コード表)
⑤申請書受領票(はがき)
⑥申請書送付用封筒(上記①～⑤在中の封筒) |

3. 申請書の販売場所

大阪府住宅供給公社 1階 B会議室

大阪市中央区今橋2-3-21(藤浪ビル)

地下鉄 御堂筋線「淀屋橋駅」 8番出口から徒歩約5分

堺筋線 「北浜駅」 2番出口から徒歩約3分

(注) 公社の管理センターなど他の場所での販売や送付による販売は行いません。

(注) 公社ホームページでの申請書類のダウンロードはできません。

4. 工事及び業務の対象範囲

- (1) 会社が発注する工事（建設工事、保全工事、用地整備工事）
- (2) 会社が委託する業務（設計・監理、調査、測量、保守点検等業務）
- (3) 会社が委託する業務（貯水槽清掃、浄化槽清掃及び管理）

5. 申請区分

次の23種類（15業種8業務）のうち、申請できるのは、1者につき1業種（業務）のみです。

区分	業種数 (業務)	業種（業務）
建設工事	15	①土木一式 ②建築一式 ③とび・土工・コンクリート ④電気 ⑤管 ⑥舗装 ⑦塗装 ⑧防水 ⑨内装仕上 ⑩機械器具設置 ⑪電気通信 ⑫造園 ⑬建具 ⑭消防施設 ⑮解体 (注) 申請できる業種は、「経営事項審査」を受けている業種に限ります。
測量・建設コンサルタント等	6	①測量 ②地質調査 ③建築設計・監理 ④設備設計・監理 ⑤建設コンサルタント ⑥補償コンサルタント
その他	2	①貯水槽清掃 ②浄化槽清掃及び管理

(注) 登録業種（業務）の変更は、1年度間に1回限りとします。

ただし、指名後及び一般競争入札参加後の業種変更は、当該年度中はできません。

6. 申請に必要な資格要件

(1) ①「建設工事」での申請者

申請業種について、令和3・4・5年度大阪府建設工事競争入札参加資格を有する見込みがある者（令和3年4月1日認定分を有効とします）

②「測量・建設コンサルタント等」での申請者

申請業務について、令和2・3・4年度大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有する者又はその見込みがある者（令和3年2月1日認定分までを有効とします）

③「その他」での申請者：大阪府の入札参加資格は必要ありません。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア. 成年被後見人
- イ. 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ. 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- エ. 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ. 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ. 破産者で復権を得ない者

- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。(会社更生法に基づく更正手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (4) 入札等参加資格審査申請書（添付書類等を含む）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった者でないこと。
- (5) 建設工事で申請する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること。
 測量・建設コンサルタント等、その他（貯水槽清掃・浄化槽清掃及び管理）で申請する者は、営業に関し必要な登録を受けている者であること。
- (6) 建設工事で申請する者は、大阪府の区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有する者であること。
 測量・建設コンサルタント等、その他（貯水槽清掃・浄化槽清掃及び管理）で申請する者は、大阪府の区域内に営業所を有する者であること。
（注）支店（営業所等）で登録申請の場合は、大阪府の登録と同じ支店（営業所等）で申請してください。但し、申請された支店（営業所等）の実態等が確認出来ない場合は、競争入札等で落札されても契約を締結できません。
- (7) 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (8) 申請区分の15業種8業務のうち、複数の業種（業務）に申請していない者であること。

7. 申請に必要な書類

(1) 「建設工事」で申請の場合

- ア. 入札等参加資格審査申請書
 イ. 申請時点で有効な建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書（写し）
 ウ. 申請時点で有効な経営規模等評価結果通知書（写し）
 エ. 令和2年度大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果（写し） ※1
 オ. 申請書受領票（はがき）

(2) 「測量・建設コンサルタント等」または「その他」での申請の場合

- ア. 入札等参加資格審査申請書
 イ. 営業に関し必要な登録証明書等（写し）又は現況報告書（写し） ※2 下記別表 参照
 ウ. 申請する者が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後3カ月以内のもの、写し）
 （注）個人の場合は、必要ありません。
 エ. 令和2年度大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査結果（写し）
 （注）「その他」で申請の場合は不要です。 ※1
 オ. 申請書受領票（はがき）

（注）事業協同組合として登録申請の場合は、何れの申請区分についても、上記の必要書類に加えて、「定款」、「役員名簿」、「組合員名簿」を添付してください。

※1. (1)(2)の「エ. 令和2年度大阪府競争入札参加資格審査結果」は、大阪府のホームページで、次のURLから取得できます。

http://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI1080_0510

〔大阪府電子入札システム → 入札参加資格について → 入札参加資格者名簿〕

※2. 別表

「測量・建設コンサルタント等」

業務種別	登録証明書等	発行者等	備考
測量	測量業者登録証明	国土交通省(地方整備局)	
地質調査	地質調査業者現況報告書	国土交通省(地方整備局)	
建築設計・監理	建築士事務所登録証明書	(社)大阪府建築士事務所協会	
設備設計・監理	建築設備士登録証	(社)建築設備技術者協会	個人資格
	設備設計一級建築士証	(社)日本建築士会連合会	
	CATV 技術者証 又は 有線テレビジョン放送技術者証	(社)日本 CATV 技術協会	
建設コンサルタント	建設コンサルタント現況報告書	国土交通省(地方整備局)	
補償コンサルタント	補償コンサルタント現況報告書	国土交通省(地方整備局)	

(注)「地質調査」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」は、登録証明が発行されない場合、地方整備局長あてに提出した『確認済』の押印がある最新の「現況報告書」(各登録規程に定める現況報告書)の写しを提出してください。

「その他」

業務種別	証明書等	発行者	その他
貯水槽清掃	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	大阪府知事等	申請時に証明書の登録期間が有効であること
浄化槽清掃・管理	浄化槽保守点検業登録証	大阪府知事等	

8. 書類審査及び登録通知書の送付

申請書類受付後、書類審査を行い、**大阪府の入札参加資格を有していることを確認した上で**、「登録通知書」を令和3年3月下旬に郵送します。

※ 申請区分中「その他」の業務は除く。

9. 申請書受付登録に関する注意事項等

- (1) 公社に申請書類到着後、順次、申請書受領票（はがき）を送付します。
(注) 受領票は、申請書類の受領をお知らせするために発行するもので、審査の完了や資格の認定を通知するものではありません。
- (2) 公社から申請書の内容について確認させていただくことがありますので、申請書の写し、本案内書等を保管し、対応いただけるようにしてください。
- (3) 郵便事情によるトラブル（郵送したが届かない等）について、公社は一切責任を負いません。
- (4) 今回、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」で申請し、登録されても、登録有効期間内に、大阪府で入札参加停止、入札参加資格認定の取消等の処分があれば、公社においても適用します。なお、公社からの処分通知は行いません。
- (5) 建設工事（土木一式、建築一式、電気、管、舗装）の等級は、大阪府に準拠します。
- (6) 登録完了後、登録内容に変更があった場合は、すみやかに所定の「変更届」を提出してください。また、業種変更を希望される場合は、所定の「登録業種変更申請書」を提出してください。
※ 所定の様式は、公社ホームページよりダウンロードしてください。

以上